

## 46. 懲戒処分情報の公表に関する規程

### (趣旨)

**第1条** 本規程は、茨城県行政書士会会則（以下「本会会則」という。）第3条及び第4条の規定を遵守するとともに、茨城県行政書士会（以下「本会」という。）の適正な運営を図ること並びに国民の信頼に応え、国民の権利を擁護することを目的とし、本会の懲戒処分に関する情報の公表について必要な事項を定める。

### (公表する事項)

**第2条** 本規程により本会が公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政書士法（以下「法」という。）第14条又は第14条の2の規定に基づく茨城県知事（以下「知事」という。）による会員の懲戒処分
- (2) 本会会則に基づく会長による会員の処分

### (知事による懲戒処分の公表)

**第3条** 前条第1号の公表事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、被処分者である行政書士又は行政書士法人以外の人物を特定することが可能な情報は、公表しないものとする。

- (1) 氏名又は行政書士法人の名称
  - (2) 登録番号又は法人番号
  - (3) 事務所名称及び事務所所在地
  - (4) 懲戒処分の年月日、内容及びその理由
- 2 公表の期間は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 法第14条第1号、第14条の2第1項第1号又は同条第2項第1号の処分は、処分の日から1年
  - (2) 法第14条第2号、第14条の2第1項第2号又は同条第2項第2号の処分は、業務の停止の日から期間終了の翌日より2年
  - (3) 法第14条第3号、第14条の2第1項第3号の処分は、処分の日から5年

### (公表する会長による処分の種類)

**第4条** 第2条第2号により公表する処分の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 会員の権利の停止
- (3) 廃業、解散又は従たる事務所の廃止の勧告

### (会長による処分の公表)

**第5条** 第2条第2号の公表事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、被処分者である行政書士又は行政書士法人以外の人物を特定することが可能な情報は、公表しないものとする。

- (1) 氏名又は行政書士法人の名称

- (2) 登録番号又は法人番号
- (3) 事務所名称及び事務所所在地
- (4) 懲戒処分の年月日、内容及びその理由

2 公表の期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 訓告処分は、処分の日から1年
- (2) 会員の権利の停止処分は、会員の権利の停止の日から期間終了の翌日より1年
- (3) 廃業の勧告、解散の勧告又は従たる事務所の廃止の勧告処分は、処分の日から5年

#### **(公表の方法)**

**第6条** 第2条に規定する公表事項は、本会の会報若しくはインターネット上のホームページ又はその両方に掲載することで公表するものとする。

#### **(改 廃)**

**第7条** この規程を改正又は廃止するときは、理事会の決議を経なければならない。

#### **附 則**

##### **(施行期間)**

- 1 この規程は、平成29年9月26日から施行する。